

自治会まちづくりミーティング（要旨）

- 1 自治会等の名称 那加第2東部自治会連合会、那加第2雄飛地区自治会連合会、尾崎自治会連合会
- 2 日 時 令和7年10月2日（木）19時00分～20時30分
- 3 場 所 産業文化センター 2階第3会議室
- 4 出 席 者 自治会長等 35名
市長・環境政策課長ほか
- 5 内 容 ① 連合会長あいさつ
② 市長あいさつ
③ 提言による懇談
④ 市政の説明（市長）
⑤ 連合会長まとめのことば
⑥ 市長まとめのことば
- 6 提 言 (1) 主要道路及び不燃物集積所への防犯カメラ設置
(2) 交通事故ゼロの安心安全な地区を目指す
(3) 民生委員選出について

提言（1） 主要道路及び不燃物集積所への防犯カメラ設置

＜住吉町自治会長＞

「もっとみんながつながる 笑顔あふれる元気なまち～しあわせ実感 カカミガハラ～」を目指し、悪質な犯罪撲滅ときれいで高齢者や地域住民に負担の無いまちづくりのため、主要道路と不燃物集積所に防犯・監視目的のカメラ設置を市役所、警察、中部電力と連携をとっての設置をお願いいたします。

犯罪状況を見ると、各務原署管内では、昨年比16%増加となっています。

近隣市町では、粗大ごみの処理は有料で、戸別収集や清掃センターへの個人持ち込みとなっています。現在、各務原市だけが無料ですが、これもいつまで継続できるのか、と考えています。

最近の防犯カメラは、安価で性能も比較的良いものも出てきています。

次に、自治会の負担についてお話しします。

現在、各自治会においては、約半数の自治会が自治会長を単年で変わり、行事や事業の引継ぎをこなすのに精一杯の状態であり、新規事業として防犯ボランティアを立ち上げて継続することは負担であると考えられます。

また、設置までは出来ても、その後継続して運用していくとなると、機器の修繕、データの管理等の負担、機器の電気代・通信費（Wi-Fi 等）、設置が個人宅の場合、世代交代時の確認の有無なども負担となってきます。

防犯カメラを設置するにあたり、どうしても理解を得られない方々も一定数はお見えです。監視されているようだ、などといったご意見もあります。

監視とは、常に第三者が防犯カメラを通して把握しているため、地域住民のプライバシーの観点から、敬遠しがちではありますが、あくまでも、抑止力として、常に監視ではなく有事の際に警察や関係者が対象者を確認するために活用をすることを目的とすれば、理解も得られると思います。

各自治会の不燃物収集は、近隣市町の粗大ごみが不法投棄され、このまま放置しておくことで、市のごみ処理が負担増となり、他市と同じく有料化になる恐れがあると考えられます。

有料化だけならまだしも、個人での粗大ごみ持込となると、独居老人宅や免許を返納している高齢者にとっては死活問題になりかねません。

そのためにも、まずは、自治会単位での不燃物集積所に、防犯ボランティアを立ち上げての防犯カメラの設置ではなく、安価な防犯カメラを行政にてご用意願い、中部電力パワーグリットの協力のもと電柱に設置して、有事の際は警察が管理対応を行うシステムを構築していくことで、犯罪抑制につながり、住み続けたい街各務原を継続していくことになると思います。よろしくお願いいたします。

＜市長＞

日頃より、自治会長をはじめ、関係者の皆様には、ごみステーションの管理にご理解ご協力いただきしております、誠にありがとうございます。

本市では、空き缶等のごみの散乱等を防止することにより、地域の環境美化の促進を図り、もって市民の清潔で快適な生活環境を確保することを目的とした、「各務原市美しいまちづくり条例」を平成 11 年に制定し、以後、可燃ごみや不燃ごみのステーションにおけるルール違反や、河川敷や道路等への不法投棄などに対し、様々な対策を講じています。

例えば、常習的に不法投棄がみられる箇所へは、不法投棄防止用の看板を設置し、警告を行っています。

そのほか、環境美化監視委員の方に、見回り活動を実施いただくことや、市職員によるパトロール、各務原警察署などの関係機関と市による合同パトロールを実施するなど、その抑止に向けた取組を行っています。

不法投棄の原因者が特定できた場合、市は、条例に基づき、原因者に対し空き缶等のごみの散乱を防止するうえで、必要な指導を行います。

正当な理由なく従わなかった場合には、勧告、命令、さらには公表の上、罰則を科す（3万円以下の罰金）こととしています。

従いまして、ご提言の中でお話のありました、かえで通りなどの道路脇に捨てられている空き缶やペットボトル、レジ袋に入ったごみなどの原因者がわかる情報がございましたら、市までご一報いただきたく、お願いいいたします。

なお、原因者が特定できない場合には、そのごみの片付けについては、廃棄物処理法において、捨てられていた土地の管理者が行うことと定められており、かえで通りのごみについては、市で回収をさせていただきます。

また、ごみステーションヘルール違反のごみが出された場合は、収集できない旨を記載した警告シールを貼り、ルール違反のごみである旨を周知するため、1週間程度そのままごみステーションに残すようにしています。

周知期間を過ぎても引き取られなかったものについては、最終的に市で処分しています。

そのほか、ルールが守られていないごみの排出者を特定できれば、市から個別に指導を行っています。

また、多言語（ポルトガル語、英語、中国語など依頼に応じて作成）で作成したごみ出しルール啓発案内板を作成し、希望される自治会にお配りをさせていただくなど、さまざまな指導・啓発に取り組んでいます。

不法投棄やルール違反のゴミ出し等を発見された場合、または、注意喚起の案内板のご要望がございましたら、環境政策課までご連絡ください。

次に、ご提言の「市道上でごみの放置が多発している場所や不燃ごみステーションに市が防犯カメラを設置すること」について回答いたします。

防犯カメラを設置することは、会長のお考えの通り、不法投棄などの犯罪等の抑止効果が期待されます。

一方で、カメラが捉える映像には、個人の行動や生活に関する情報も含まれるため、プライバシーを常時監視されているかのような不安感を抱く方もお見えになることから、その設置については住民の合意が欠かせません。

そのため市では、原則として公共施設の管理上必要と判断する場合に限り、防犯カメラを設置することとしております。

地域での防犯カメラの設置については、地域住民のプライバシーや肖像権への配慮が必要であり、地域の住民の皆さんの理解のもと地域が主体となって、設置していただくことが望ましいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

提言（2）交通事故ゼロの安心安全な地区を目指す

＜昭南町自治会長＞

生活道路の交差点の注意喚起について提言します。

昭南町のかえで通りの西側にある、南に位置する平和湯から北に位置する、昭南入会町ふれあいセンターの区間の南北通りを利用する車両が多くなっています。この区間は坂道になっており、スピードも出やすく 2か所の交差点では過去に出会いがしらの車両事故が発生しています。地域住民からは事故に至らなくても、ヒヤリとする事も多くあると聞きます。

交差点の道路を十字に赤く塗る、黄色く塗る（各務原市のキャラクターの「ららら」を描く）などの対策をすることで、車両だけでなく、自転車や歩行者への注意喚起に繋がり、事故やヒヤリハットが無くなると思います。

また、昭南町地区だけではなく、雄飛地区全体での交通安全に対する注意喚起対策を提案します。

＜市長＞

会長よりご提案いただきました、「交通事故ゼロの安心安全な地区を目指す」についてお答えします。

昭南町並びに雄飛ヶ丘町は、密集した住宅地を東から、「かえで通り」「入会公園西側の市道那616号線」「けやき通り」の3つの南北幹線道路が通る地域です。

このたび、「平和湯からふれあいセンターまでの南北道路について、スピードが出やすく、車両事故も発生していることから、対策が必要である」とのご提言をいただきましたので、先日、市において改めて現地を確認させていただきました。

朝や夕方の混雑する時間帯は、渋滞を避けるため、抜け道として利用する通過車両が見受けられ、制限速度を超過して通過する車両もございました。

また、この道路は、道路幅が狭いことに加え、交差点に隅切りがなく、見通しが悪いことや、那加第二小学校の通学路にも指定されていることから、交通安全対策の必要性を改めて認識いたしました。

そこで、ご提案の2か所の交差点については、早急に、10月中に道路面を赤色に着色し、交差点を示す十字マークを設置することで、車両ならびに、自転車や歩行者の方へも注意を促してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、雄飛地区全体での交通安全に対する対策といたしましては、昨年度のまちづくりミーティングにおいて、ユース通りに、道路の路面に凸状の部分を設ける「道路ハンプ」を設置するご提案をいただいておりました。

こちらにつきましては、その後、自治会と具体的な設置場所等について調整を進め、今年中に雄飛ヶ丘公園南のユース通りと不動ヶ丘公園南西角の交差点の2か所に設置する予定としています。

今後も、自治会のご意見・ご要望を伺いながら安全安心なまちづくりを進めてまいりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

提言(3) 民生委員選出について

〈尾崎北町3丁目自治会長〉

民生委員のなり手不足は今や全国的な課題であり、各務原市においても同様であると考えます。現に我々の自治会においても新しい民生委員の選出がなかなか難しい状況にあり選出できておりません。

情けない話ですが、我々だけでの選出は非常に難しいと考えています。

そこで民生委員が決まりやすい環境を、官民一体となって構築していく事が最重要であると思い提言をさせていただきました。

決まらない理由としては、ボランティアであるにもかかわらず仕事内容が多岐にわたり負担が大きいこと、民生委員自身の高齢化、地域社会のつながりの希薄化等があると考え対策を講じる必要があると考えます。

具体的な理由として、①負担の大きさ…高齢者の見守り、生活困窮者の相談、子育て支援等々業務が多すぎる。②地域社会の変化…地域の関係が薄れ、住民の関心が低下している。③無給…業務の量が多岐にわたり多いにもかかわらず、基本無給であるためなり手が少ない。④なり手不足…高齢化や働いている人が多く担い手が不足している。以上の要因が複合的に絡み合って、民生委員の決まらない状況を生み出していると考えます。

なり手の確保と言う点では、民生委員の業務負担の軽減、地域住民の理解と協力が大前提であり、また報酬等も必要であり、是非とも対策を講じていただきたいと考えます。

〈市長〉

自治会長の皆様には日頃より、民生委員のご推薦や地域福祉の推進のためにご尽力いただきおり、改めてお礼申し上げます。

この度、「民生委員選出について」 担い手確保の観点からご提言いただきましたので、回答させていただきます。

民生委員の方々には、地域福祉の担い手として、住民個々の相談に応じ、市や地域包括支援センター、市社会福祉協議会などの関係機関と協力しながら、その生活課題の支援にあたるとともに、地域全体の福祉増進のための活動にも取り組んでいただいております。

しかしながら、そのなり手不足は全国的な課題となっており、改選時の充足率は年々減少傾向にあります。

現在、本市においては定数 231 名のうち 13 名が欠員、充足率は 94.37% となっています。

市としましても、担い手確保のための対策の必要性については十分に認識しており、これまでも、制度や活動の周知・広報を積極的に行うなど、地域の方々の理解度の向上に努めてまいりました。

例えば、毎年 5 月 12 日の「民生委員・児童委員の日」前後には、活動強化週間として、各地区の民生委員がスーパーマーケットなどの店頭に立ち、PR 活動を行っているほか、毎年 10 月に開催される福祉フェスティバルでは、民生委員ブースを設け、地域の方々との交流を通じて、民生委員の必要性やその活動内容を紹介する取組を行っております。

その他、令和 5 年度には民生委員のことをわかりやすく紹介したリーフレット「ご存知ですか？あなたの身近な相談相手 民生委員・児童委員」を全世帯に配布するなど、その認知度向上に向けた取組について進めているところです。

しかしながら、会長のご提言にもありますとおり、民生委員については、高齢者の見守りや、生活困窮者の相談、子育て支援等様々な業務があり、それらを負担に感じている方が多いことや、人々のライフスタイルや価値観の多様化、少子高齢化の進展や定年延長などにより、担い手が不足していることなど、複合的な要因により、なり手不足といった課題が顕在化しており、更なる対策が求められています。

このような中、本市では、令和 6 年 8 月に、民生委員の方を対象に、活動の負担軽減を目的としたアンケート調査を実施いたしました。対象者 217 人中、189 人が回答、回答率は 87% でした。

アンケートにおいて、「欠員を解消するために必要だと思うこと」の問い合わせでは、「活動の負担軽減」が最も多く 68 件(36%)、次いで「活動の広報周知による地域理解の促進」が 63 件(33%)、「自治会との連携強化」が 60 件(32%) などとなっています。

また、「活動をしやすくするために必要なこと」に対する問い合わせでは、「自治会との連携強化」が最も多く 63 件(33%)、次いで「行政からの必要な個人情報の提供」が 51 件(27%)、「市役所におけるサポート体制の充実」が 50 件(26%) などとなっています。

アンケート結果を踏まえ、現在、より一層の負担軽減に関する取組を進めており、その一例を紹介させていただきます。

1 点目としまして、各種証明事務の廃止です。

ここで言う証明事務とは、児童扶養手当などで手当ての受給資格や現況届の提出にあたり、民生委員が申請者の世帯状況などの事実関係を確認し、その結果を書類に記載・署名する手続きのことです。

民生委員の活動の一つである証明事務は、民生委員の方が担当地域の住民の生活実態を十分把握していることが前提となっていますが、昨今地域におけるつながりが希薄化するなど、環境が大きく変化しており、求められる証明の内容や面識の有無によっては、この業務が負担となっていたことから、関係部局と調整の上、今年度より廃止いたしました。

2点目としまして、食の自立支援事業利用申請等への立会いの省略です。

高齢者等生活支援事業である食の自立支援事業（配食サービス）や緊急通報システムの設置の申請について、これまでには民生委員の立ち合いが必須となっていましたが、こちらにつきましても、負担軽減の観点から今年度より省略することとしております。

3点目としまして、市役所窓口における支援体制の構築です。

民生委員の皆様からの様々な相談に対し、早急かつ迅速に対応できる仕組みづくりとして、今年度より健康福祉部各課に「支援担当者」を配置し、現在、様々なご相談に対し、きめ細かく対応する支援体制を構築しております。

なお、アンケート結果において「活動をしやすくするために必要なこと」の一つとして「行政からの必要な個人情報の提供」が挙げられていますが、こちらにつきましては、原則、民生委員の支援が必要で、個人情報を提供することに同意された方のみの提供とさせていただいております。

引き続き、他市の事例等も参考にしながら、更なる負担軽減の取組を進めるとともに、勉強会や各種研修の充実を図る等、民生委員の皆様が活動しやすい環境づくりに努めてまいります。

なお、報酬については、民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された「非常勤の地方公務員」で、無報酬で活動することと法律で規定されており、交通費や通信費などの活動に必要な費用として一定額（年額：60,200円）が県を通じて支給されることとなっておりますので、この点についてはご理解をいただきたいと思います。

最後に、現職の民生委員・児童委員は本年11月末日をもって任期満了を迎えることと、全国一斉に改選が行われることから、現在、次期候補者の推薦について自治会長の皆様へご依頼をさせていただいております。

大変お忙しい中ご協力をいただいていることに対しまして、改めて心より感謝申し上げます。何かお困りごとなどございましたら、生活支援課までお気軽にご相談ください。

よろしくお願ひいたします。

市政の説明

「もっとみんながつながる 笑顔があふれる元気なまち ～しあわせ実感 かかみがはら～」

市政の概要、令和7年度事業について市長が説明。

＜三井東町自治会長＞

昨今の物価高騰対策について、以前評判の良かったプレミアム商品券など考えていらっしゃることがありましたら、お答えください。

＜市長＞

物価高対策に対して、国がやること、県がやることの隙間を埋める形での支援策をやっていきたいと考えています。国県の動向を見ながら市民の皆様方に喜んでいただける発信をしたいと考えています。